

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和5年2月24日（金）午前8時58分～午前9時25分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし 説明員：環境課長、都市計画課長
議 題	1 武蔵村山市第三次みどりの基本計画（案）について 2 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（案）について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案のとおり決定する。 議題2：原案を一部修正の上、決定する。 議題3：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市第三次みどりの基本計画（案）について （環境担当部長説明） 本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定するもので、上位計画である武蔵村山市第五次長期総合計画を踏まえ、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間として、長期的・総合的な視点に立って、市域における緑地の適正な保全及び緑化を推進していく上での基本的な考え方及び理念を示すものである。 策定の経過についてだが、本計画策定のための基礎資料を得ることを目的として、令和3年10月に市民2,000人を対象とした、みどりに関する市民アンケート調査を実施している。 また、平成3年9月には市長の附属機関である緑化審議会に本計画の策定に関する諮問を行い、延べ6回の審議を経て、令和5年1月に答申をいただいたところである。 この間、庁内策定委員会及び調整会議においても本計画（素案）について審議を行うとともに、令和4年12月5日から令和5年1月4日にかけて、パブリックコメントを実施している。 なお、本計画（案）については、令和5年2月9日に議会へ説明を行った際にいただいた意見等を踏まえ、その内容について決定するため、庁議に付議するものである。 具体的な内容については、環境課長から説明申し上げる。

(環境課長説明)

武蔵村山市第三次みどりの基本計画(案)について説明
—説明省略—

(質疑等)

特になし。

(結 論)

原案のとおり決定する。

議題2 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針(案)について

(都市整備部長説明)

本方針は、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市のこれからのまちづくりの将来像を描くものである。

策定の経過については、市民アンケート調査、2回のパブリックコメント、東京都への意見照会などを踏まえ、案として取りまとめた後、令和5年2月9日に議会へ説明を行うとともに、令和5年2月21日には、都市計審議会に諮問し、承認をいただいたところである。

本日、本方針(案)について御決定いただきたいことから、庁議に付議するものである。

具体的な内容については、都市計画課長から説明申し上げる。

(都市計画課長説明)

武蔵村山市第二次まちづくり基本方針(案)について説明
—説明省略—

(質疑等)

○ 本方針(案)の奥付についてだが、企画政策課が発出している「各種計画書の表紙等の体裁について(通知)」にのっとった記載内容になっていないため、修正をお願いする。

● 修正する。

(結 論)

原案を一部修正の上、決定する。

	議題3 その他 特になし。
--	------------------

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
------------------	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：372）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）